

博士（保健学または看護学）の学位審査に係る申合せ
（課程を経ない者の分）

1. 博士本論文について

博士本論文の内容は、保健学、看護学、医療技術科学の発展に寄与するものであること。
博士学位審査は博士本論文について行う。

2. 主論文について

- ① 大阪大学が授与する学位にふさわしい内容であること。
- ② 論文博士学位申請時点から遡って10年以内に印刷公表されたものであること。
印刷中の場合は掲載原稿とともに掲載証明書を提出のこと。
- ③ レフェリーのある欧文学術誌に原著として3報以上（**minimum requirement**）受理されていること。うち2報以上は申請者が**first author**であること。
なお、本専攻大学院博士後期課程単位修得退学者で単位修得退学日より3年以上が経った者については、3報中2報以上の原著が受理されていることとし、下記基準を適用する。
統合保健看護科学分野では主論文3報中1報以上が**first author**の英文原著であること。
医療画像技術科学分野・医療検査技術科学分野では主論文3報中2報以上が**first author**の英文原著であること。
この条件を満たさない場合は個別に博士号資格審査委員会にて審査する。
- ④ 原則としてすべての論文について共著者全員から「申請者の学位申請の主論文にする」ことについて同意書を得ること。やむを得ない場合は**corresponding author**, **first author**の同意書でもよい。

3. 参考論文について

- ① 1報以上公表されていること。
- ② 本専攻大学院博士前期課程修了者および本学部で2年以上研究生とし在籍した者についてはこの限りではない。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年7月14日から施行する。